

平成 29 年第 11 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 29 年 11 月 24 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 29 年 11 月 24 日 午前 10 時 00 分 議 長 舟根 功 閉会 平成 29 年 11 月 24 日 午前 11 時 05 分 議 長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	欠席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	出席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	井上 秀幸			日野 茂		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 担い手対策特別委員会報告について 議案第 1 号 滝上町農業振興地域整備計画の変更に係る審議に ついて 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与案件) 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与案件)					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、村田委員から欠席の連絡が入っております。在任委員 13 名、出席委員 12 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 11 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 7 番井上委員、8 番日野委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号、会長の動向についてですが、11 月 2 日に地区別農業委員研修会が北見市で開催され、私と林委員、片岡委員、温水委員と事務局で出席しました。

内容については、農業委員会を取り巻く情勢、農業委員会制度の仕組み、農地制度について等であり、詳細については事務局に資料を置いてありますのでご覧ください。

今後の予定ですが、11 月 28 日から 12 月 1 日にかけて、東京で開催される全国農業委員会会長代表者集会、代議士との意見交換会、農業者年金加入推進セミナー等に出席する予定です。

日程第 3. 報告第 2 号、担い手対策特別委員会報告について上程いたします。この件につき、千葉委員より報告願います。

千葉委員 11 月 7 日に担い手対策特別委員会を開催致しましたので、報告致します。内容については、滝上町農業振興地域整備計画の農業振興地域及び農用地区域のラインの見直し、現況地目の確認、濁川地区等の都市計画区域の農用地編入について、拡大航空写真等で確認を行い、農振計画の一部変更を取り入れていただくこととなりました。詳しい内容につきましては、農政課より説明をお願いします。以上、報告致します。

齋藤課長 引き続きまして、平成 29 年度第 1 回担い手対策特別委員会の意見等を踏まえた町の対応についてご報告します。

議案 2 ページをお開きください。さきほど千葉委員長からもご報告がありましたが、11 月 7 日に開催した担い手対策特別委

員会では、9時30分から14時30分まで、委員の皆さんに4時間30分ほどご審議いただいております。

ご審議いただいた内容は3点あります。1点目は農業振興地域の線引きの見直しについてですが、農業振興地域内の拡大図面及び航空写真によりご確認いただき、概ね妥当であるとのご意見をいただきました。

2点目は農用地区域の線引き及び現況地目の確認についてですが、修正・確認すべき点があるとして3つのご意見をいただきました。1つ目は素案で農地以外としていた土地について、委員会で農地であると判断した土地は15筆ありましたが、町ではいずれも現況地目を農地に修正することにしました。

2つ目に現況地目を農地以外から農地とし、この変更に伴い農用地区域のラインの見直しも必要との意見をいただきましたが、町ではご意見のとおり現況地目及び農用地ラインの見直しを行うこととしました。

最後に、現況地目は原野となっているが、国営事業実施の有無について確認が必要であるのご意見をいただき、町で確認したところ、事業未実施であるとの確認がとれましたので、当該ほ場については、素案のとおり原野とすることとしました。

3点目は、農用地区域の新たな編入箇所についてですが、都市計画マスタープランの都市計画区域となっている濁川地区等の農地について、今後も農地として利用が見込まれる場合は新たに農用地区域に編入したいとする町の方針についてご説明したところ、委員の皆さんからは異論ないとのご意見をいただきました。

以上から、町の対応として、資料2ページの5に記載のとおり、資料2ページ4の内容の(1)(3)については、町の方針どおり取り進めることとし、4の(2)については、委員会の意見を踏まえ、修正することとしました。報告は以上です。

議長 ただ今、千葉委員および農政課から説明がありました。
この件に関し、質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。

意見が無いようですので、本報告を了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本報告については了承することといたし

ます。

日程第 4. 議案第 1 号、滝上町農業振興地域整備計画の変更に係る審議について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は 10 月総会において、農業振興地域整備計画変更につき、滝上町長から意見を求められたものであります。すでに農振農用地区域等については審議を進めておりますが、整備計画書・素案につきましては、11 月総会で提示するという段取りになっておりましたので、今回審議するものであります。詳細につきましては農政課より説明をお願いします。

齋藤課長 それでは議案第 1 号についてご説明いたします。議案第 1 号別紙 1、2 をご覧下さい。

まず最初にご説明いたしますが、面積値等の数値については、現在もシステム会社と日々調整を行っていることから数値は確定しておりません。また、関係機関との調整も行っていないことから、文面についても、今後、若干の修正も見込まれるため、本日は素案という形で説明いたします。

別紙 1 をご覧下さい。1 ページ目に本町の土地利用の状況について、2 ページ目に現在の 29 年度と目標年度の 39 年度の農用面積等を掲載しております。

10 年後には農用地面積が 85 ヘクタール増加する見込みとしておりますが、これは新たに都市計画区域内の農地を農用地区域に編入することによる面積増であり、現在の町の積算では 72 ヘクタールと見込んでおります。

また、資料 3 ページの表にあるとおり、現在山林である 15 ヘクタールについて、農地へ開墾する予定があることから、合計で 87 ヘクタールとしております。

なお、今後 10 年間で農業用施設用地と住宅地に各 1 ヘクタール程度見込まれるとしたことから、この 2 ヘクタールを差し引いた 85 ヘクタールを増加分としております。

この農用地区域等の数値については、現時点の作業として、農地から農地以外、農地以外から農地に地目を修正したものを、システム会社と精査していることから、修正があることをご容赦願います。

次に、2 ページの下表になりますが、市街地域の農地は全部で 109 ヘクタールあり、新たに 72 ヘクタール編入した場合、現況が農地であっても農用地区域に編入しない農地、市街区域に点在する農地面積が 37 ヘクタールとなります。

4 ページの第 2 には、農業生産基盤の整備開発計画、5 ページの第 3 には農用地等の保全計画について記載しております。この箇所は農業委員会に関連する部分として、経営者の高齢化や後継者不足により離農などが生じた場合は、農業委員会や農協等の連携により農地の利用調整を図り、農業委員会のあっせん事業や利用権設定促進事業を通じて集団化を進め、荒廃農地の発生防止及び農地の適正な保全管理と効率的利用に努めることについて記載しております。

また、5 ページ第 3 の 3 に農用地等の保全のための活動として、町及び農業委員会は、関係法令や農地制度の改正に併せて、権利移動や利用権設定の取り扱い、農地税制などに関する改正内容の周知とともに、会議や懇談会などにより普及・啓発活動を行うことにより優良農地の確保や遊休農地の発生防止に努めることについて記載しております。

町の農業振興方針や課題の検討に向けては、滝上町農業振興対策協議会において検討することとしており、構成機関は別紙 2 の 18 ページに記載しておりますのでご覧ください。

別紙 1 に戻りまして、5 ページの第 4 には、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画について記載しており、効率的かつ安定的な農業経営の目標として、6 ページに町の基本構想の営農類型を記載しております。

6 ページの 2 には、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策として (1) に農地移動適正化あっせん事業や利用権設定促進事業などを通じて農用地の利用集積の促進を図ることについて記載しております。

7 ページには、第 5 農業近代化施設の整備計画と第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画について記載しており、近日中に農家住宅の建設が見込まれるものが 1 件、今後 10 年間のうちに町内一円で建設が想定される農家住宅が 10 件程度あるものとして、記載しております。

8 ページには、第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画について、9 ページには、第 8 生活環境施設の整備計画について記載しております。

10 ページから 13 ページについては、農用地区域の範囲について

て、ラインに接するほ場を地番ごとに記載し、その地番を繋ぐことで表記するとともに、農用地区域内の除外する土地、例えば山林・原野などについて地番ごとに洗い出しを行っております。

14 ページには、農用地区域内の用途区分ごとの採草放牧地、農業用施設用地、混牧林地、農地ごとの地番について記載しております。

15 ページには、新たな見直し後の土地利用計画図、16 ページには農業生産基盤整備開発計画図を添付しておりますが、計画案の時点ではもう少し見やすい資料を添付させていただきたいと考えております。

引き続きまして、別紙 2 をお開き下さい。本資料は、別紙 1 の計画書を補完するための基礎資料をまとめたものです。第 1 に地域の概況、第 2 に土地利用の動向等、第 3 に農業生産の現状と今後の方向、第 4 に農業生産基盤の現状、第 5 に農用地等の保全及び利用の現状、第 6 に農業近代化施設整備の現状、第 7 に農業就業者育成・確保の現状、第 8 に就業機会の現状、第 9 に農村生活環境の現状、第 10 に森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状、第 11 に地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合わせ等の実施状況、第 12 に農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等について記載しております。

特に、農業委員会に関する部分として、第 5 農用地等の保全及び利用の現状について、農業委員会事務局から 10 ページ 2 の耕地の拡張及びかい廃について、データの提供をいただいております。さらに 10 ページ 4 の農地の流動化の現状については、権利移動の動向、農地法 3 条許可や農地利用権集積計画の過去 3 カ年の実績値について、データの提供をいただいております。

農業及び農村の振興及び整備のための推進体制については、滝上町農業振興対策協議会と滝上町地域農業再生協議会を活用して、農業者や農業法人の皆さんと連携しながら取り進めることとなりますが、いずれの組織についても、農業委員会が組織の一翼を担っていることから、今後とも連携の上、取り進めていければと考えているところです。

最後になりますが、町の考え方として、本素案について本日の委員会でご審議いただき、ご審議いただいた結果及び、今後、関係機関との協議や業者との数値の精査により文面の訂正や数値の訂正を行ったものを計画（案）として、12 月の総会にお諮

りさせていただきたいと考えておりますので、併せてご審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議 長 休憩を取ります。

休憩を解きます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

意見が無いようですので、本計画素案は妥当であるということで、ご異議ございませんか。

また本件は12月総会での意見提出に向けて、協議を進めていくということでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

日程第5. 議案第2号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局 長 本件は、期間満了に伴う賃貸借の更新であります。場所については、6ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第6. 議案第3号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは●●委員に関する案件ですので、議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件も、期間満了に伴う賃貸借の更新案件であります。場所については、9ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第7.議案第4号.農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは●●委員に関する案件ですので、議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局長 本件も、期間満了に伴う賃貸借の更新案件であります。場所については、12ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第11回農業委員会総会を終了いたします。